

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 55(オ)1140	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	所有権移転請求権仮登記抹消登記 手続、土地所有権移転登記承諾	原審事件番号	昭和 54(ネ)612
裁判年月日	昭和 57 年 3 月 25 日	原審裁判年月日	昭和 55 年 9 月 17 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集第 36 卷 3 号 446 頁		

判示事項	所有権移転請求権保全の仮登記の名義人が仮登記と無関係に所有権移転登記を 経由した場合と仮登記の本登記請求権及び第三者の右本登記承諾義務の帰すう
裁判要旨	所有権移転請求権保全の仮登記の名義人は、登記上利害関係を有する第三者の 承諾書等がないため、仮登記とは無関係に所有権移転登記を經由した場合であ つても、特段の事情のない限り、仮登記義務者に対して仮登記の本登記手続を 請求する権利を失わず、右仮登記の本登記を承諾すべき第三者の義務も消滅し ない。

全文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人高橋悦夫、同竹澤喜代治の上告理由書及び同竹澤喜代治の上告理由補充書 記載の上告理由について <u>登記上利害関係を有する第三者の承諾書等がないため所有権移転請求権保全の仮登記 を有する者が右仮登記とは無関係に所有権移転登記を經由した場合であつても、特段の 事情のない限り、右の仮登記権利者は仮登記義務者に対して仮登記の本登記手続を請求 する権利を失うものではなく、仮登記は依然として存続理由を有するから、これを抹消す べきものではなく、また、仮登記の本登記を承諾すべき第三者の義務も消滅しないと解す るのが相当である。これと同旨の原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。</u> 論旨は、独自の見解に立ち、若しくは原判決を正解しないでこれを論難するか、又は原 審において主張せず、また、原判決の認定しない事実に基づいてその不当をいうものであ つて、いずれも採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のと おり判決する。 (裁判長裁判官 本山亭 裁判官 団藤重光 裁判官 藤崎万里 裁判官 中村治朗 裁判官 谷口正孝)

※参考：判例タイムズ 467 号 87 頁、判例時報 1037 号 96 頁、金融商事判例 643 号 3 頁、  
別冊ジュリスト 192 号 136 頁